

立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体が設置し、及び管理する防犯カメラの運用に係る経費を補助することで、地域の防犯力向上に取り組む地域団体を市が支援し、もって市内における安全で安心なまちの実現に寄与するための立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、立川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成16年立川市条例第40号）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところとする。

- (1) 電気料金 防犯カメラを運用するための電力の受給に要する経費をいう。
- (2) 使用料 防犯カメラの設置に必要な場所を使用し、又は賃借する際に生じる、その所有者又は権利者に対して支払う経費をいう。

(補助金対象団体)

第3条 補助金の対象となる団体は、立川市自治会防犯カメラ整備事業補助金交付要綱（令和5年立川市要綱第176号）の規定による補助金（以下「自治会防犯カメラ整備事業補助金」という。）又は立川市商店街活性化支援事業補助金交付要綱（平成13年立川市要綱第7号）の規定による補助金（以下「商店街活性化支援事業補助金」という。）（以下これらを「防犯カメラ設置等補助金」という。）の交付を受けて設置された防犯カメラを管理する地域団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域団体が防犯活動の一環として行う防犯カメラの運用に関する事業であつて、かつ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラ設置等補助金の交付を受けて設置した防犯カメラに係る事業であること。
- (2) 防犯カメラ設置等補助金の交付の条件である防犯に関する活動に継続して取り組んでいること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の12月31日までの間に支払期限又は振替予定日が到来する電気料金及び使用料のうち、地域団体が支出する経費として市長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとする。この場合において、補助対象経費の上限額は、電気料金にあっては1台当たり4,000円と、使用料にあっては1台当たり3,000円とし、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定前に実施した補助対象事業に係る補助対象経費にあっても、補助金の対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。
- (1) 領収書等の発行に係る経費
 - (2) この要綱の規定により交付される補助金以外の補助金の給付を受けるための算定対象となる経費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなものに係る経費
(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内において交付する。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 自治会防犯カメラ整備事業補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ 前条に規定する補助対象経費の実支出額に6分の5を乗じて得た額
- (2) 商店街活性化支援事業補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ 前条に規定する補助対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る経費の使途、単価及び規模等が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第8条 前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を受けたときは、その内容

の審査及び必要に応じて調査を行ったうえ、補助金の交付を決定したときは、立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは、立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、別表に定める条件を付するものとする。

（変更交付申請等）

第9条 交付決定を受けた地域団体（以下「交付決定者」という。）が、当該交付決定を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金変更交付申請書（第4号様式）に当該変更の内容が確認できる書類を添えて、提出するものとする。

- 2 前条の規定は、前項の規定による申請に対する決定及び通知並びに当該決定の際の条件について準用する。

（申請の取下げ）

第10条 交付決定者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金交付決定通知書（前条第2項の規定により準用する第8条の規定により通知を受けた場合を含む。）を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を提出することにより、交付申請又は前条の規定による変更の申請を取り下げることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を提出するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、提出するものとする。ただし、交付申請の際に提出した書類と同一の書類を添える必要がある場合は、当該提出した書類の内容に変更が生じていない限り、当該同一の書類の添付を省略することができる。

- (1) 領収書その他の補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行ったうえ、当該報告の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金額確定通知書（第6号様式。以下「通知書」という。）により、認められないときは、その旨を当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（請求等）

第13条 通知書を受けた交付決定者は、速やかに立川市地域団体防犯カメラ運用経費補助金請求書（第7号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に、当該交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定又は第12条の規定による補助金の額の確定に係る決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金を既に交付している場合は、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 実績報告の内容が補助の目的に適合していないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を必要と認めたとき。

（書類の整備保管）

第15条 交付決定者は、交付申請、第13条に規定する請求等に係る書類及び事業の実施を明らかにした書類を、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

（委任）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理対策室長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度に限り、令和7年1月から同年3月までの間に支払期限又は振替予定日が到来する電気料金及び使用料のうち、地域団体が支出する経費として市長が必要かつ適

当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものにあっては、補助対象経費としてみなすことができる。

別表（第8条関係）

補助条件
<p>1 基本条件</p> <p>交付決定者は、次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。</p> <p>(1) 補助対象事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようすること。</p> <p>(2) 補助金の対象となった防犯カメラを良好な状態で運用すること。</p> <p>(3) 運用する防犯カメラを撤去した場合は、速やかにその旨を市長に報告すること。</p> <p>(4) 市長から要求があったときは、補助金の対象となった防犯カメラの運用の現況について市長に報告すること。</p>
<p>2 違約加算金</p> <p>交付決定者は、第14条の規定により、交付決定又は第12条の規定による補助金の額の確定に係る決定の全部又は一部を取り消され、当該取消しに係る補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（その額が100円未満である場合を除く。）を納付しなければならない。</p>
<p>3 違約加算金の計算</p> <p>前項の規定により交付決定者が納付した違約加算金は、交付決定者の納付した額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。</p>
<p>4 延滞金</p> <p>交付決定者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納</p>

付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（その額が100円未満である場合を除く。）を納付しなければならない。

5 延滞金の計算

前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を減じて得た額によるものとする。

6 違約加算金及び延滞金の割合

第2項及び第4項に規定する年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

7 非常災害の場合の措置

非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の地域団体の措置については、市長が指示するところによる。